

厚生労働大臣が定める疾患等

厚生労働大臣が定める19疾病等			
1	多発性硬化症	10	プリオン病
2	重症筋無力症	11	亜急性硬化性全脳炎
3	スモン	12	ライゾーム病
4	筋萎縮性側索硬化症	13	副腎白質ジストロフィー
5	脊髄小脳変性症	14	脊髄性筋萎縮症
6	ハンチントン症	15	球脊髄性筋萎縮症
7	進行性筋ジストロフィー症	16	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
8	パーキンソン関連疾患 ・ 進行性核上性麻痺 ・ 大脳皮質基底核変性症 ・ パーキンソン病 ヤール分類：ステージ3以上 生活機能障害度：Ⅱ度以上	17	後天性免疫不全症候群
		18	頸椎損傷
		19	人工呼吸器を使用している状態
9	多系統萎縮症 ・ 線条体黒質変性症 ・ オリーブ矮小脳萎縮症 ・ シャイ・ドレガー症候群	+ 末期のガン（悪性腫瘍）	
		これらに該当する場合は <b>医療保険適用</b> となり 週4回以上の訪問が可能です。	

厚生労働大臣が定める16疾病等			
1	末期のガン（悪性腫瘍）	10	早老症
2	関節リウマチ	11	多系統萎縮症
3	筋萎縮性側索硬化症	12	糖尿病性神経障害
4	後縦靭帯骨化症		（糖尿病性腎炎、糖尿病性網膜症）
5	骨折を伴う骨粗しょう症	13	脳血管疾患
6	初老期における認知症	14	閉塞性動脈硬化症
7	パーキンソン関連疾患 （進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）	15	慢性閉塞性肺疾患
		16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
8	脊髄小脳変性症		
9	脊柱管狭窄症		

※ただし、介護認定を受けていても表の色の付いている疾患は厚生労働大臣が定める19疾病にも該当するため、

訪問看護の利用は**医療保険適用**となります。

これらに該当する場合は、  
40歳以上65歳未満の利用者が

**介護保険**を利用できます